

「LEC 決起集会 & 山下講師の本試験大予想会」から
第46回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Bの出題が**論点的中**しました!!



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL14445 p.5]

<8月決戦!!決起集会&山下講師の本試験大予想会>

2. [前略] 年金積立金の運用は、(D (厚生労働大臣)) が、国民年金事業の運営の安定に資する目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を (C) することにより行う。

(解答 → 寄託)

(※国民年金法の例題として出題)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄B】

1 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下「積立金」という。)の運用は、厚生労働大臣が、厚生年金保険法第79条の2に規定される目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、 (⑩年金積立金管理運用独立行政法人) に対し、積立金を することにより行うものとする。

(解答 → ⑪寄託)

的中!